

八重児 第 469 号

令和 3 年 7 月 9 日

保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘

(公 印 省 略)

国の緊急事態宣言再延長に伴う八重瀬町内児童福祉施設（保育園等）
の対応等について

平素より、本町の保育行政へのご理解・ご協力及び新型コロナウイルス感染症に係る対応等にご尽力いただき感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言が再延長されることになりました。町内の児童福祉施設（保育園等）の開所等については、【6月21日から7月11日】の緊急事態宣言期間と同じく、通常開所を各施設へ依頼しております。

また、県内の感染状況は下げ止まりとなっていることから、保護者様のお仕事がお休みなどで、ご家庭でお子様を保育できる場合は、家庭保育の協力も引き続きお願いします。併せて、早めにお迎えができる場合もご対応宜しくお願いします。

【本緊急事態宣言の再延長にかかる児童福祉施設関連について】

○緊急事態宣言の再延長期間：令和3年7月12日（月）～令和3年8月22日（日）

○八重瀬町内の保育園・放課後児童クラブ・認可外保育園・子育て支援センター・児童館の登園（利用）自粛等について

各児童福祉施設へ登園自粛の要請は行わない（通常保育等の実施）。

県外・離島への往来は、自粛要請が発出されているため、往来があった場合やご家庭でお子様を保育できる場合、保護者へ家庭保育協力依頼等を行うことを可とします（保育料の減免無し）。

また、夏休み期間中の児童館については、利用者で密になる場合、人数制限を行うこともあります。

○これまでの対応方法の継続について

- ・園児等の毎日の健康観察の徹底（登園する前の検温等）。
- ・園児等が体調不良時の登園を控える。

（目安 37.5℃：個人の平熱を十分に配慮しながら柔軟に対応）

- ・園児及びその家族で新型コロナウイルス感染症にかかる事案がある場合の園への報告の徹底。
- ・手・指・備品・施設の消毒及び換気の徹底。

・令和3年度保育料減免対象等について

(保育所利用料)

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者に特定され、登園を控えた園児の保育料については、日割りによる減免計算を行い、後日、対象者へ通知を行います。

(放課後児童クラブ保育料)

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者に特定され、放課後児童クラブより返還した日割り保育料については、町より財政支援を行います。

※本文書は、令和3年7月9日時点のものであり、今後、変更があり得ますのでご留意下さい。

八重瀬町民生部児童家庭課

子育て支援班TEL：098-998-7163